

平成 24 年 7 月 31 日
産業連関技術会議
総務省政策統括官室

平成 23 年表における飲食サービスの取扱いについて（調整結果の御報告）

1 飲食サービスに関する背景事情

- ① 平成 19 年の日本標準産業分類の改定により、従前中分類として設けられていた「一般飲食店」（「喫茶店」は「一般飲食店」の小分類の一つ）及び「遊興飲食店」が、「飲食店」という新たな中分類に統合された。
- ② 推計資料として用いる経済センサス活動調査（以下「センサス」という。）のデータは、飲食サービスに関して、どのような施設形態・提供形態であろうと、提供するサービスの収入金額が「飲食サービス事業」としてしか得られず、特別な「みなし」（割り切り）をしない限り、この金額を、さらに細かなアクティビティに分解することができない。
- ③ 飲食店部門のみで 20 兆円を超える大きさをもっていること。
- ④ 従前、「遊興飲食店」とそれ以外の飲食店において、産出構造の大きな相違があるとされているが、最新の状況については、データがない状況。

2 第 6 回産業連関技術会議（H24. 3. 29）で提示した事務局案

（1）平成 23 年表の扱い

- ① 「一般飲食店」及び「喫茶店」を統合する。⇒ 部門名は「飲食店（遊興飲食店を除く。）」
- ② 「遊興飲食店」について、定義・範囲を変更せず維持する。⇒ 部門名「遊興飲食店」

（2）次回表の課題

従前の区分の維持ではなく、飲食店に溶け込んでいる持ち帰り・配達飲食サービスの取扱いの検討

3 第 6 回産業連関技術会議において委員から示された意見（議事概要からの引用）

（1）技術会議に示した按分方法について

- 前回の議論では、投入構造又は産出構造の類似性で判断するとの意見があったと聞いているが、それは理にかなったものとする。実際に分割する場合には、主業で分割することの妥当性が問題になるが、厚生労働省が作成した V 表では、非対角線部分が概ね 0 に近い数字になっており、主業で分割しても問題ないのではないか。

（2）部門の設定について

- 本来は、センサスの結果が出てから分割の是非を議論すべきであり、将来は別としても、現時点では無理に分割しない方がいいのではないかと。仮にセンサスの結果、日本の国民経済計算（以下、「J SNA」という。）の推計精度に影響が出るのであれば、J SNA において別の形で分割できるようにすべき。
- ①センサスの結果を活用して産業連関表（以下、「IO」という。）を作成する過程と、②IOの結果を活用して GDP 推計を行う過程の 2 つに分けて考えた場合、①では、センサスの結

果から得られる飲食サービスのデータは1本であり、この結果をI Oで受ける場合も飲食サービス部門を1本にして受けることによって、センサスとの整合性を確保することができる。一方、②では、J SNAにおいてI Oの結果を利用してGDPを推計する場合、飲食サービス部門が1本では問題がある。そこでGDPを的確に推計するための特別な処理をしてデータを分割し、内閣府に提供することができれば望ましい。

- 当初は、何らかの方法で分割すべきと考えていたが、他の委員の意見を踏まえて、J SNAとI Oで別の取扱いをするということもあり得るのではないかと思った。また、遊興飲食店の家計外消費が約60%という数字も、昨今の経済状況を考えると疑問があり、他のデータの活用も検討すべき。

4 第6回産業連関技術会議を踏まえた事務局の認識（再調整の基本的考え方）

複数の部門を設ける際に、センサスから得られる施設区分を利用するなどの按分方法については、特段の疑義が示されなかったことから、これら按分方法が技術的に使い得るものであると認識。その一方で、「飲食サービス」としてしか得られないセンサスのデータを分割することに対しては疑義等が示されたものと認識。

ついては、産業連関技術会議で示した事務局案にこだわることなく、形式的な仕上がり（表章）ではなく、I Oの精度が確保されることを第一とし、GDP推計のための情報の提供についても配慮した対応ができるようしたい。

5 調整結果

- ① 部門設定については、ひとまず「飲食サービス」として単独の部門を設けることとし、基本要綱においても、それに沿って記載する。

ただし、最終的に、複数の部門を設けるか否かについては、センサスの結果を見て判断する旨を併せて記載する。

（注）部門設定は、原則的に基本要綱の段階で確定させるべきものであり、また、当初は、スケジュール的にもセンサスの結果を見て判断することは難しいと考えていたところである。

しかし、今回の場合、

- ① GDP推計の関係で内閣府から強い要望がなされていること、
- ② また、想定している集計表（具体的な様式は、別添参照）が、調査票上の金額データと施設区分等をクロスする簡易なものであることから、予備集計の段階で（比較的早期に）状況が明らかになると見込まれ、その段階での最終判断が可能と思料されることから、特例的に、基本要綱策定後に判断することとしたものである。

- ② 複数の部門を設ける場合の検討対象は、産出構造の相違により判断する。

具体的には、一般的な飲食店の産出構造と大きく異なる結果が得られた業態について、分割を検討する。

したがって、部門分割に当たっては、行部門のみを分割する選択肢もあり得る。

- ③ I O及びGDP推計に資するため、I Oにおける部門分割の有無にかかわらず、上記注に記載する集計表を作成する。

飲食サービスの部門設定を検討するために行う集計表様式

◆経済センサスー活動調査「サービス関連産業B」の調査票で集計

〔表1 「飲食サービス業」以外の売上(収入)もある事業所を含む相手先別産出状況〕

〔表2 売上(収入)が「飲食サービス業」のみの事業所の相手先別産出状況〕

		収入額						構成比(その1)(%)						構成比(その2)(%)				
		計	個人 (一般消費者)	企業・団体		海外取引	同一企業 内取引	計	個人 (一般消費者)	企業・団体		海外取引	同一企業 内取引	計 (企業内 取引除く)	個人 (一般消費者)	企業・団体		海外取引
				民間	公務 (官公庁)					民間	公務 (官公庁)					民間	公務 (官公庁)	
①	22 食堂・レストラン							100						100				
②	23 日本料理店							100						100				
③	24 料亭							100						100				
④	25 中華料理店							100						100				
⑤	26 ラーメン店							100						100				
⑥	27 焼肉店							100						100				
⑦	28 そば、うどん店							100						100				
⑧	29 すし店							100						100				
⑨	30 その他の専門料理店							100						100				
⑩	31 酒場、ビアホール							100						100				
⑪	32 バー、ナイトクラブ、キャバレー							100						100				
⑫	33 喫茶店							100						100				
⑬	34 ハンバーガー店							100						100				
⑭	35 お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店							100						100				
⑮	36 その他の飲食店							100						100				
⑯	37 持ち帰り飲食サービス店							100						100				
⑰	38 配達飲食サービス店							100						100				
計(①～⑰) 案3に該当								100						100				
店舗形態分類不能								100						100				
現状	飲食店＝①～②、④～⑨、⑬～⑰							100						100				
	喫茶店＝⑫							100						100				
	遊興飲食店＝③、⑩～⑪							100						100				
パターン1	飲食店＝①～②、④～⑨、⑫～⑰							100						100				
	遊興飲食店＝③、⑩～⑪							100						100				
パターン2	飲食店＝①～⑨、⑫～⑰							100						100				
	遊興飲食店＝⑩～⑪							100						100				
パターン3	飲食店＝①～⑩、⑫～⑰							100						100				
	遊興飲食店＝⑪							100						100				
センサスの区分	一般飲食店＝①							100						100				
	専門料理店＝②～⑨							100						100				
	その他の飲食店＝⑩～⑮							100						100				
	持ち帰り・配達サービス店＝⑯～⑰							100						100				

以下の仮定を置いて集計

- ・「飲食サービス業」の売上(収入)金額は、すべて「13 施設・店舗等形態」に記入された店舗形態の収入とみなす。
- ・表1において、「14 サービス関連産業Bの相手先別収入割合」を、「12 サービス関連産業Bの事業収入内訳」に記入された事業に対し、一律に適用する。

店舗形態別相手先別収入＝飲食サービス業売上金額 × 相手先別割合 により算出
構成比(その2)は、同一企業内取引額を除いた計に対する割合

- ※「店舗形態分類不能」には、サービス関連産業B調査票において「飲食サービス業」の売上はあるものの、本業が①～⑰に該当しないため、分類できなかったものを計上する。
- ※「同一企業内取引」については複数事業所調査票からのみ得られる。

「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

平成24年2月1日
総務省・経済産業省

市区町村コード				調査区番号				事業所番号				*

1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ											
	正式名称											
	通称名											
電話番号(代表)		()										
2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号			都道府県名			市区町村名					
				－								
	町丁・字・番地・号			ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)								

3 経営組織 ●該当する番号を○で囲んでください。	1	2	3	4	5	6	7							
	個人経営	株式会社 有限会社	合名会社 合資会社	合同会社	会社以外 の法人	外国の会社	法人で ない団体							
4 開設時期 ●開設時期に○囲みの印字がない場合は、現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	開設月	11		
	昭和59年 以前	昭和60～ 平成6年	平成7 ～16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	→	月	平成 24年	
5 従業者数 ●2月1日現在の従業者数を記入してください。 ●「①個人業主」：個人経営の事業主で実際にその事業所を営んでいる人 ●個人業主の家族で賃金や給料を受け取っている場合は「常用雇用者」となります。 ●「常用雇用者」：以下のいずれかに該当する人 ・期間を定めずに雇用している人 ・1か月を超える期間を定めて雇用している人 ・平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人 ●「⑥臨時雇用者」：1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人	(1) 貴事業所に所属する従業者数											男	女	
		① 個人業主										人	人	
		② 個人業主の家族で無給の人										人	人	
		③ 有給役員(無給役員は除く)										人	人	
		常用雇用者	④ 正社員・正職員などと呼ばれている人										人	人
			⑤ 上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)										人	人
		⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)										人	人	
		⑦ 合計(①～⑥の合計)										人	人	
		⑧ ⑦のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)										人	人	
(2) (1)以外で、別経営の事業所からきて貴事業所で働いている人(受入者)	⑨ 出 向										人	人		
	⑩ 派 遣										人	人		

以下の金額を記入する欄について
・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。
・平成23年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。

→

6 売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳 ●平成23年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください。(万円未満四捨五入) ●「調査票の記入のしかた」5ページに掲載の「確定申告」との対応表などを参照して記入してください。								百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
	① 売上(収入)金額													
	② 費用総額(売上原価＋経費計)													
	費用の内訳(特掲)	③ 給料賃金(専従者給与を除く)												
		④ 地代家賃												
		⑤ 減価償却費												
⑥ 租税公課														

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	(内線：)

7 事業別売上(収入)金額 ●記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」6～7ページを参照してください。 ●6欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) ●金額で記入できない場合は、6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ●自己建設による不動産取引収入は「(オ)③建設事業の収入」になります。 ●倉庫業での収入は「(オ)⑥運輸、郵便事業の収入」になります。なお、駐輪場やコインロッカー等一時的に物品を預かる事業の収入は「(カ)⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」になります。 ●土地、建物、駐車場の賃貸収入は「(カ)⑩不動産事業の収入」になります。ただし、映画館、スポーツ施設の賃貸収入は「(カ)⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に、展示会、集会場等の施設の賃貸収入は「(カ)⑰上記以外のサービス事業の収入」に、公民館等の社会教育施設の利用収入は「(カ)⑯社会教育、学習支援事業の収入」になります。 ●店内での飲食、顧客の注文により調理した飲食料品の販売は「(カ)⑭飲食サービス事業の収入」になります。調理済みの飲食料品の販売は「(エ)②小売の商品販売額」になります。 ●「(カ)⑰上記以外のサービス事業の収入」には、廃棄物処理、自動車整備、機械等修理、労働者派遣、建物サービス、警備業などが該当します。	事業別内訳		売上(収入)金額							又は割合(%)																																
			百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																																	
(ア) 農業、林業、漁業の収入																																										
	(イ) 鉱物、採石、砂利採取事業の収入																																									
(ウ) 製造品の出荷額・加工賃収入額																																										
(エ) 商業	① 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)																																									
	② 小売の商品販売額																																									
建設業、(オ) サービス関連産業A	③ 建設事業の収入(完成工事高)																																									
	④ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入																																									
	⑤ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入																																									
	⑥ 運輸、郵便事業の収入																																									
	⑦ 金融、保険事業の収入																																									
	⑧ 政治・経済・文化団体、宗教団体の活動収入																																									
(カ) サービス関連産業B	⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入																																									
	⑩ 不動産事業の収入																																									
	⑪ 物品賃貸事業の収入																																									
	⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入																																									
	⑬ 宿泊事業の収入																																									
	⑭ 飲食サービス事業の収入																																									
	⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入																																									
	⑯ 社会教育、学習支援事業の収入																																									
⑰ 上記以外のサービス事業の収入																																										
(キ) 学校教育事業の収入																																										
(ク) 医療、福祉事業の収入																																										
合 計		6欄①の売上(収入)金額							100																																	
8 主な事業の内容 ●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。																																										
9 電子商取引の有無及び割合 ●該当する番号をすべて○で囲んでください。		1 一般消費者と行った → % ・6欄「①売上(収入)金額」に占める一般消費者との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) 2 他の企業と行った 3 行わなかった ※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。																																								
10 設備投資の有無及び取得額 ●平成23年1月から12月までの1年間に 行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ●中古品は含みません。		1 設備投資を行った → ・取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) 2 設備投資を行わなかった <table><tr><td></td><td>千億</td><td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万円</td></tr><tr><td>有形固定資産(土地を除く)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>無形固定資産(ソフトウェアのみ)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、冷暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含みます。															千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	有形固定資産(土地を除く)									無形固定資産(ソフトウェアのみ)								
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円																																		
有形固定資産(土地を除く)																																										
無形固定資産(ソフトウェアのみ)																																										
11 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含みます)。		(1) 貨物自動車 ※ 人員輸送のみの使用は除きます。 <table><tr><td></td><td>台</td></tr></table> (2) 乗用自動車 <table><tr><td></td><td>台</td></tr></table> (3) バス <table><tr><td></td><td>台</td></tr></table>															台		台		台																					
	台																																									
	台																																									
	台																																									

経済センサス-活動調査

【10】 単独事業所調査票(サービス関連産業B) (個人経営者用)

12 サービス関連産業Bの事業収入内訳

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その内訳を同封の「分類表（サービス関連産業B）」の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上（収入）金額を記入してください。
（万円未満四捨五入）

金額で記入できない場合は、第1面の6欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。
（小数点以下四捨五入）

順位	分類番号	事業内容	売上（収入）金額							又は割合（％）		
			百億	十億	億	千万	百万	十万	万円			
第1位									金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。			
第2位												
第3位												
第4位												
第5位												
第6位												
第7位												
第8位												
第9位												
第10位												

13 施設・店舗等形態

主力事業（本業）の施設・店舗等の形態が「分類表（サービス関連産業B）」にある「Ⅱ 施設・店舗等の形態番号」に掲載されている場合は、その形態を選び、番号を記入してください。

施設・店舗等の形態番号		
-------------	--	--

14 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

第1面の7欄の「(カ) サービス関連産業B」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

収入を得た相手先		収入額割合（％）	
① 個人（一般消費者）			
企業・団体	② 民間		
	③ 公務（官公庁）		
④ 海外取引			
①～④の合計		1	00

・「③公務（官公庁）」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。

・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）は、「②民間」に含めてください。

以下の事項（15欄、16欄）については、該当する項目のみ記入してください。

15 飲食サービス業の8時間換算雇用者数

「飲食サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面の「5 従業者数」の常用雇用者のうち「⑤ 上記以外の常用雇用者（パート・アルバイトなど）」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。（端数は切り上げ）

常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。
【例：3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】
{(3×3)+(5×1)+(6×2)}÷8時間=3.25 ⇒ 4人

	人
--	---

16 宿泊業の収容人数、客室数

「宿泊業」を営んでいる場合で、宿泊施設の形態が「旅館・ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合は、宿泊施設の収容人数及び客室数を記入してください。

収容人数		人	客室数		室
------	--	---	-----	--	---

以下の事項（17欄、18欄）については、該当する項目のみ記入してください。

17 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

「物品賃貸業」を主な業務として営んでいる場合は、平成23年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」（万円未満四捨五入）及び該当する物件区分の割合（小数点以下四捨五入）を記入してください。

レンタル年間売上高						
百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

リース年間契約高						
百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

物件区分		レンタル年間売上高割合（％）			リース年間契約高割合（％）		
産業用機械器具	産業機械						
	工作機械						
	土木・建設機械						
	医療用機器						
	商業用機械・設備						
	通信機器						
	サービス業用機械・設備						
	その他の産業用機械・設備						
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器						
	事務用機器						
自動車							
スポーツ・娯楽用品							
その他の物品	映画・演劇用品						
	音楽・映像記録物						
	貸衣しょう						
	その他						
合計		1	0	0	1	0	0

注：「リース」と「レンタル」の区分

・「リース」…物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約

・「レンタル」…「リース」以外のすべての賃貸契約

18 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

以下の「サービス業務」を主な業務として営んでいる場合は、該当する区分の「件数・利用者数等」欄に記入してください。
区分の①～⑥は、平成23年1月から12月までの1年間の件数等を記入してください。

サービス業務		区分	件数・利用者数等
冠婚葬祭業	葬儀業、結婚式場業、冠婚葬祭互助会	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
		② 葬儀の年間取扱件数	件
映画館		③ 年間入場者数	人
		④ 年間公開本数	本
興行場、興行団	劇場、興行場、劇団、楽団、舞踏団、演芸・プロスポーツの興行など	⑤ 年間入場者数	人
スポーツ施設提供業	スポーツ施設（興行目的以外）、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、バレーボールコート、フィットネススクラブなど	⑥ 年間施設利用者数	人
学習塾		⑦ 受講生数（在籍者数）※平成23年12月31日現在	人
教養・技能教授業	音楽、書道、生花・茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ・健康などの教授業	⑧ 受講生数（会員数）※平成23年12月31日現在	人

備考

分類表（サービス関連産業B）（抄）

目次

ページ

I サービス関連産業Bの事業内容

※ ⑨～⑰の番号は、調査票第1面の「7 事業別売上（収入）金額」の事業別内訳と対応しています。

⑨ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入	
● 情報サービス事業	1
● インターネット附随サービス事業	2
⑩ 不動産事業の収入	3
⑪ 物品賃貸事業の収入	3
⑫ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	
● 学術・開発研究事業	4
● 専門サービス事業	4
〔法務・会計事務、デザイン事業、著述家、芸術家、経営コンサルタント、 興信所、翻訳・通訳事業、不動産等鑑定事業、司会事業 など〕	
● 広告事業	5
● 技術サービス事業	6
〔獣医業、建築設計事業、測量・地質調査事業、機械設計事業、商品検査事業、 計量証明事業、写真事業、プラントエンジニアリング事業 など〕	
⑬ 宿泊事業の収入	8
⑭ 飲食サービス事業の収入	8
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	
● 洗濯・理容・美容・浴場事業	8
● その他の生活関連サービス事業	9
〔旅行業、衣服裁縫修理、物品預り、冠婚葬祭事業、写真現像業、チケット類売買業 など〕	
● 娯楽事業	10
⑯ 社会教育、学習支援事業の収入	11
⑰ 上記以外のサービス事業の収入	
● 廃棄物処理事業	12
● 自動車整備事業	12
● 機械等修理事業	13
● 職業紹介・労働者派遣事業	14
● その他の対事業所サービス	14
〔速記、建物サービス事業、警備事業、ディスプレイ事業、コールセンター、ポスティング など〕	
● その他のサービス	14

II 施設・店舗等の形態番号 15

〔研究所、宿泊所（旅館、ホテルなど）、飲食店（レストラン、ラーメン店など）、持ち帰り・配達飲食サービス店、公衆浴場、映画館、興行場・興業団、競馬場、スポーツ施設（体育館、ゴルフ場など）、公園・遊園地、遊戯場（ゲームセンターなど）、社会教育施設（博物館、動物園など）など〕

平成24年2月

総務省・経済産業省

⑬ 宿泊事業の収入、⑭ 飲食サービス事業の収入、⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入
※欄に○がある事業については、P15～17を参照してください。

事業内容	分類 番号	※	内容例示等
宿泊事業			
宿泊事業	1301	○	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの宿泊事業。 【内容例示】 × 施設内の直営レストランの収入 ⇒ 「1401 飲食サービス事業」 × 直営売店の収入は ⇒ 調査票7欄の「②小売の商品販売額」 × 船宿 ⇒ 「1531 遊漁船」
飲食サービス事業			
飲食サービス事業	1401	○	飲食店（食堂・レストランなど）、持ち帰り飲食サービス（すし、弁当など）、配達飲食サービス（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の飲食サービス事業。 【内容例示】 ○ 食堂・レストラン、持ち帰りすし・弁当、宅配ピザ、給食センター、病院給食 × あらかじめ調理した料理の販売 ⇒ 調査票7欄の「②小売の商品販売額」 × 宿泊サービスに含まれる飲食サービス ⇒ 「1301 宿泊サービス事業」 × 結婚披露宴の一環としての飲食の提供 ⇒ 「1517 結婚式場事業」 × インターネットカフェ（飲食を主としないもの）及び漫画喫茶店（飲食を主としないもの） ⇒ 「1535 その他の娯楽事業」
洗濯・理容・美容・浴場事業			
普通洗濯	1501		衣服その他の繊維製品及び皮革製品の洗濯事業。 【内容例示】 ○ クリーニング事業 × コインランドリー ⇒ 「1509 その他の洗濯・理容・美容・浴場」
洗濯物取次	1502		洗濯物の受取り及び引渡し事業。
リネンサプライ	1503		繊維製品（シーツ、ベッドカバー、おしぼり、タオル等）を洗濯し、貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業。 【内容例示】 × 作業服、ユニフォーム等のレンタル ⇒ 物品賃貸事業の「1105 その他の物品」
理容	1504		頭髮の刈り込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業。
美容	1505		パーマメントウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業。
公衆浴場	1506	○	温湯、潮湯、温泉などにより入浴させる事業。
洗張・染物	1507		個人の注文によって、衣服などを分解し、洗張、湯のし、染抜（しみぬき）などを行う事業及び衣類、織物などの染色を行う事業、その取次ぎ事業。
エステティック	1508		手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業。
その他の洗濯・理容・美容・浴場	1509		その他の個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供する事業。 【内容例示】 ○ コインシャワー、マニキュア、ペディキュア、ネイルサロン ○ 寝具消毒・乾燥事業、コインランドリー など

Ⅱ 施設・店舗等の形態番号

主たる事業が、下表の「事業の種類」に該当する場合は、形態等の名称、説明・例示を参考にして、調査票の「施設・店舗等形態」欄に該当する『形態番号』を記入してください。

主たる事業		施設・店舗等形態		
事業の種類	形態番号	形態等の名称	説明・例示	
学術・開発研究事業	11	理学研究所	物理学、化学、地学、生物学、数学などの理学に関する研究、開発を行う事業所	
	12	工学研究所	建築学、材料工学、応用化学、機械工学、電気・電子工学、情報・通信工学などの工学に関する研究、開発を行う事業所	
	13	農学研究所	農・園芸学、畜産・獣医学、林学などの農学に関する研究、開発を行う事業所	
	14	医学・薬学研究所	医学、薬学に関する研究、開発を行う事業所	
	15	人文・社会科学研究所	歴史学、文化・人類学、言語・教育学、芸術学などの人文科学及び政治・経済学などの社会科学に関する研究を行う事業所	
宿泊サービス事業	16	旅館、ホテル	【内容例示】 ○ 観光ホテル、ビジネスホテル、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、民宿 など	
	17	簡易宿泊所	【内容例示】 ○ ベッドハウス、山小屋、カプセルホテル など × ユースホステル ⇒ 「19 会社・団体の宿泊所」	
	18	下宿所	長期間（通常、月単位）食事付きで宿泊を提供する宿泊所	
	19	会社・団体の宿泊所	【内容例示】 ○ 会社の宿泊所、会員宿泊所、ユースホステル、保養所、共済組合宿泊所 など	
	20	リゾートクラブ	預託金制、共有制により利用権を取得した会員に宿泊施設を核とするリゾート施設を提供する事業所	
	21	その他の宿泊所	【内容例示】 ○ 合宿所、会社の寄宿舍、会社の独身寮、学生寮、キャンプ場 など	
飲食サービス事業（次頁へ続く）	一般飲食店	22	食堂・レストラン	主食となる各種の料理品を提供する飲食店 【内容例示】 ○ 各種料理品を提供するレストラン、食堂 など × 特定の料理品を提供する専門料理店 ⇒ 「専門料理店（23～30）」の該当する形態番号
		23	日本料理店	【内容例示】 ○ 天ぷら料理店、うなぎ料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、懷石料理 ○ すき焼料理店、しゃぶしゃぶ料理店、牛丼店 など
	専門料理店	24	料亭	【内容例示】 ○ 料亭、待合
		25	中華料理店	【内容例示】 ○ 中華料理店、中華レストラン、餃子専門料理店 など
		26	ラーメン店	
		27	焼肉店	【内容例示】 × 韓国料理店(焼肉店を除く)、ステーキハウス、バーベキュー料理店、ジンギスカン料理店 ⇒ 「30 その他の専門料理店」
		28	そば、うどん店	
		29	すし店	【内容例示】 × 持ち帰り専門すし店 ⇒ 「37 持ち帰り飲食サービス店」 × 宅配すし店 ⇒ 「38 配達飲食サービス店」
		30	その他の専門料理店	【内容例示】 ○ カレー料理店、スパゲティー店、ステーキハウス、ハンバーグレストラン ○ バーベキュー料理店、ジンギスカン料理店 ○ 韓国料理店（焼肉店を除く）、インド料理店、西洋料理店 など

主たる事業の種類			施設・店舗等形態	
事業の種類			形態番号	形態等の名称
			説明・例示	
飲食サービス事業（つづき）	飲食店（つづき）	その他の飲食店	31	酒場、ビヤホール
				【内容例示】 ○ 酒場、ビヤホール
			32	バー、キャバレー、ナイトクラブ
				【内容例示】 ○ バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ など
			33	喫茶店
				【内容例示】 ○ 喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、カフェ など × 飲食サービスが主たるサービスでない漫画喫茶 ⇒ 記入不要
	持ち帰り・配達	飲食サービス店	34	ハンバーガー店
				【内容例示】 × サンドイッチ店、ホットドッグ店 ⇒ 「36 その他の飲食店」
飲食サービス事業（つづき）	飲食店（つづき）	その他の飲食店	35	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
				【内容例示】 ○ たこ焼店（店内での飲食設備有り） など × たこ焼店（持ち帰り専門） ⇒ 「37 持ち帰り飲食サービス店」
			36	その他の飲食店
				【内容例示】 ○ フライドチキン店、ドーナツ店、サンドイッチ店、ホットドッグ店、甘味処 など
	持ち帰り・配達	飲食サービス店	37	持ち帰り飲食サービス店
				客の注文により調理した料理品をその場で販売する飲食サービス店 【内容例示】 ○ 持ち帰り専門すし店、持ち帰り弁当屋、移動販売（調理を行う場合） など × 店内での飲食設備有り ⇒ 「飲食店（22～36）」の該当する形態番号
	持ち帰り・配達	飲食サービス店	38	配達飲食サービス店
				客の注文により調理し配達又は客の指定した場所で調理し提供する飲食サービス店 【内容例示】 ○ 宅配ピザ屋、仕出し料理店、配達弁当屋、学校給食センター、ケータリングサービス店 など × 店内での飲食設備有り ⇒ 「飲食店（22～36）」の該当する形態番号
公衆浴場			39	一般公衆浴場
				地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）によって入浴料金が統制されている施設又は、当該施設の配置について、都道府県の条例による規制の対象となっている施設。
映画館、興行団、興行施設など			40	その他の公衆浴場
				【内容例示】 ○ 日帰り温泉施設、スパ、スーパー銭湯、健康ランド、サウナ風呂 など
			41	映画館
				常設の映画館及び映画館の賃貸を行う事業所
			42	劇場
				演劇を提供する事業所及び劇場を賃貸する事業所
			43	興行場
				プロ野球、プロサッカー、サーキット場（プロのレース興行用）、相撲、落語などの娯楽を提供する事業所及び興行場の賃貸を行う事業所 【内容例示】 ○ 野球場（プロ野球用）、サーキット場（プロのレース興行用） など
映画館、興行団、興行施設など			44	劇団
				契約により出演又は自ら公演し演劇を提供する事業所 【内容例示】 ○ 劇団（劇場が設置されていない場合）、俳優、芸能プロダクション など × 劇場が設置されている劇団 ⇒ 「42 劇場」
			45	楽団、舞踊団
				音楽、舞踊などの出演又は自ら公演する事業所 【内容例示】 ○ 楽団、オーケストラ、バンド、舞踊団、歌手（フリー） など × 劇場が設置されている楽団 ⇒ 「42 劇場」
			46	演芸・スポーツ等興行団
				契約により出演又は自ら公演し、落語、野球、相撲、ボクシングなどの娯楽を提供する事業所 【内容例示】 ○ 落語家業、プロ野球団、相撲部屋、ボクシングジム（プロボクサーが所属している場合） など × 興行場が設置されている場合 ⇒ 「43 興行場」
競輪・競馬等の競技団			47	競輪場
				競輪場及び競輪場の施設を提供する事業所
			48	競輪競技団
				競輪を施行、開催及び競輪選手の登録など競技に附帯する事業を行う事業所
			49	競馬場
				競馬場及び競馬場の施設を提供する事業所
競輪・競馬等の競技団			50	競馬競技団
				競馬を施行、開催及び騎手の免許、訓練など競馬に附帯する事業を行う事業所
			51	自動車・モーターボートの競技場
				小型自動車・モーターボート競走場及び自動車・モーターボート競走場の施設を提供する事業所
競輪・競馬等の競技団			52	自動車・モーターボートの競技団
				小型自動車、モーターボートの競走の施行、開催及び選手の登録など競技に附帯する事業を行う事業所